

公布日：令和4年4月27日

施行日：公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日（令和5年4月1日）

<背景>

自動配送サービスの実現のため、低速・小型の自動配送ロボットについて、制度整備が必要
（「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)等）



(1) 最高速度、車体の大きさ

- ・ 車体の構造（性能上の最高速度）
- ・ 車体の大きさ
- ： 歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当するもの ※現行の電動車椅子相当

(2) 通行方法

- ・ 通行場所：歩行者と同じ
（歩道、路側帯、道路の右側端）
- ・ 歩行者相当の交通ルールに従う
（信号や道路標識等に従う、横断歩道の通行等）
- ・ 歩行者に進路を譲らなければならない



歩道



路側帯の設置された道路



歩車道の区別のない道路

(3) 届出制

- ・ 遠隔操作型小型車を通行させようとする場所を管轄する都道府県公安委員会への事前届出を義務化
（届出事項：使用者の氏名等、通行する場所、遠隔操作を行う場所、非常停止装置の位置、ロボットの型式・仕様等）

(4) 行政処分等

- ・ 警察官等は、危険防止等のため、遠隔操作型小型車を停止又は移動させることができる
- ・ 都道府県公安委員会は、使用者が法令に違反したときは、必要な指示（措置をとるまでの間の通行停止を含む）を行うことができる

令和4年改正道路交通法に係る下位法令の概要

■ 道路交通法施行令の一部改正

- 歩行者を対象とする信号の意味に、遠隔操作型小型車を追加し、当該信号の対象とするもの【第2条関係】

■ 道路交通法施行規則の一部改正

- 遠隔操作型小型車の基準を次のとおり定めるもの【第1条の6関係】

車体の大きさ	車体の構造
長さ：120センチメートル以下	原動機として、電動機を用いること
幅：70センチメートル以下	6キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと
高さ：120センチメートル以下（※）	歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと

※ センサー、カメラその他の通行時の周囲の状況を検知するための装置及びヘッドサポートを除いた部分の高さ

- 遠隔操作型小型車の非常停止装置の基準を次のとおり定めるもの【第1条の7関係】
 - 押しボタン（車両の前方及び後方から容易に操作できるものに限る。）の操作により作動するものであること
 - 押しボタンとその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより当該押しボタンを容易に識別できるものであること
 - 作動時に直ちに原動機を停止させるものであること
- 遠隔操作型小型車に付ける標識の様式を定めるもの【第5条の3関係】
- 遠隔操作型小型車の届出書の添付書類として、業界の自主基準に適合することを証する書面その他の遠隔操作型小型車の構造及び性能を示す書面等を定めるもの【第5条の4関係】
- 遠隔操作型小型車に係る型式認定制度を設けるもの【第39条の6関係】

遠隔操作型小型車標識



■ 解釈の明確化

- 届出制度：「遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出に関する解釈及び運用上の留意事項について（通達）」
(警察庁丁交企発第323号)
 - 型式認定制度：「遠隔操作型小型車の型式認定制度の概要及び運用上の留意事項について（通達）」
(警察庁丙交企発第118号)
- により、規定の解釈を明確化（警察庁ウェブサイト公表）

■ 概要

意見募集の期間： 令和4年10月28日（金）から同年11月26日（土）まで（30日間）

意見の総数： 16件

■ 主な意見及びこれに対する警察庁の考え方（抜粋）

■ 道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令案

- 移動用小型車及び遠隔操作型小型車が6 km/hで歩道を通行するのは、歩行者との関係で危険ではないか。
⇒ 現行の電動機を用いる身体障害者用の車椅子の基準と同様に、6 km/hを超える速度を出すことができないこととするものであり、新たな交通ルールの周知に努めるなど、歩行者の通行の安全の確保を図る。
- 遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出に係る添付書類について、
 - ・ 届出をする者が法人である場合にあつては、その代表者の住民票の写しの添付を不要とすべき。
 - ・ 「遠隔操作型小型車の構造及び性能を示す書面」について、届出をする者が自ら作成した書面でも許容されるのであれば、機体の安全性が担保されず、問題ではないか。
 - ⇒ 届出をする者が法人である場合にあつては、登記事項証明書によって、代表者の氏名を含め、届出事項を確認することができることから、代表者の住民票の写しの添付を不要とする。
 - ⇒ 添付書類は、機体の安全性を審査するためではなく、都道府県公安委員会において、使用者に対する指示等を的確に行うことができるよう、どのような構造及び性能のものかあらかじめ把握するために求めているものであり、最も簡便かつ確実に把握することができる書面として、審査法人の合格証書が挙げられるが、これに相当する内容が示された資料であれば、支障はない。